

(案)

第四次地域管理経営計画 第四次変更計画書

(留萌森林計画区)

計画期間
自 平成24年4月 1日
至 平成29年3月31日

策 定 年 月 日：平成24年3月30日
第一次変更年月日：平成25年3月28日
第二次変更年月日：平成26年3月28日
第三次変更年月日：平成27年3月30日
第四次変更年月日：平成28年3月 日

北海道森林管理局

留萌森林計画区の第四次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 森林計画区の区域が変更となり「幌延町」が留萌森林計画区から宗谷森林計画区へと変更となったため所要の変更を行う。
- 2 効率的に間伐等の森林整備を推進するために必要な路網整備にかかる臨時伐採量について変更する。

なお、本変更計画は、平成28年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況 (1) 1

② 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況 (2) 3

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 (8) 4

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 (10) 8

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 (10) 8

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 (11) 8

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量 〈地管変更2〉 10

③ 保育総量 《地管変更2》 10

④ 林道の開設及び改良の総量 《地管変更1》 10

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 (15) 12

注1：（ ）書きは、留萌森林計画区の第四次地域管理経営計画変更計画書、〈 〉書きは第2次変更計画書、《 》は第3次変更計画書の頁である。

2：本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画区は、北海道の北西部に位置し、全国森林計画で定める天塩川広域流域のうち留萌振興局管内及び宗谷総合振興局の幌延町の1市7町1村(国有林野は全市町村に所在。)で構成されている。

その流域面積は、402千haで全道面積の5%に当たり、北部は宗谷、南部は石狩空知、東部は上川北部森林計画区に接し、西部は日本海に面しており、南北155kmにも及ぶ細長い地域となっている。

流域面積 (千ha)	森林面積 (千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他の森林		
402	327	198	81	61

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない(以下の表についても同じ)。

対象とする国有林野面積は198千haであり、南北に帯状で分布しており、森林の8割がミズナラ・トドマツ等混交する天然林で占められている。2割は、昭和30年代以降に造成されたトドマツを主とする人工林となっているが、冬期間の強い北西風や豪雪等の影響から、造林木の成長が遅れ、侵入してきた天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分も見られる。またチシマザサが侵入し、笹生地又は疎林化した森林が分布している。

また、優れた自然環境に恵まれており、利尻礼文サロベツ国立公園、暑寒別天売焼尻国定公園等に指定されていることから、自然環境の保全等に対する要望が高い。

本森林計画区は、農業、漁業の盛んな地域であり、適切な森林の整備が農地や沿岸環境の保全につながるとともに、多くの市町村が国有林に水源を依存していることから、良質な水資源の安定供給のため、水源涵養機能の発揮が重要となっている。

なお、これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、適切な森林の整備及び保全とこれらを通じて供給される木材の有効利用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定を促進して、地球温暖化防止に貢献することを十分理解するとともに、普及啓発に積極的に取り組む必要がある。

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画区は、北海道の北西部に位置し、全国森林計画で定める天塩川広域流域のうち留萌振興局管内の1市6町1村(国有林野は全市町村に所在。)で構成されている。

その流域面積は、345千haで全道面積の4%に当たり、北部は宗谷、南部は石狩空知、東部は上川北部森林計画区に接し、西部は日本海に面しており、南北約130kmにも及ぶ細長い地域となっている。

流域面積 (千ha)	森林面積 (千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他の森林		
<u>345</u>	<u>288</u>	<u>190</u>	<u>98</u>	<u>83</u>
				<u>66</u>

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない(以下の表についても同じ)。

対象とする国有林野面積は190千haであり、南北に帯状で分布しており、森林の8割がミズナラ・トドマツ等混交する天然林で占められている。2割は、昭和30年代以降に造成されたトドマツを主とする人工林となっているが、冬期間の強い北西風や豪雪等の影響から、造林木の成長が遅れ、侵入してきた天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分も見られる。またチシマザサが侵入し、笹生地又は疎林化した森林が分布している。

また、優れた自然環境に恵まれており、暑寒別天売焼尻国定公園等に指定されていることから、自然環境の保全等に対する要望が高い。

本森林計画区は、農業、漁業の盛んな地域であり、適切な森林の整備が農地や沿岸環境の保全につながるとともに、多くの市町村が国有林に水源を依存していることから、良質な水資源の安定供給のため、水源涵養機能の発揮が重要となっている。

なお、これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、適切な森林の整備及び保全とこれらを通じて供給される木材の有効利用を図ることが二酸化炭素の吸收・固定を促進して、地球温暖化防止に貢献することを十分理解するとともに、普及啓発に積極的に取り組む必要がある。

【現行計画】

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

(単位 : 千ha)

区分	育成林		天然生林
	育成单層林	育成複層林	
面 積	32.5	31.0	121.1

(単位 : 千ha)

区分	人工林			
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他
面 積	29.5 (90%)	1.2 (4%)	1.5 (5%)	0.4 (1%)

(単位 : 千ha)

区分	天然生林		
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林
面 積	1.0 (1%)	31.3 (26%)	88.7 (73%)

【変更計画】

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

(単位 : 千ha)

区分	育成林		天然生林
	育成单層林	育成複層林	
面 積	31.2	28.7	117.1

(単位 : 千ha)

区分	人工林			
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他
面 積	27.7 (91%)	1.0 (3%)	1.3 (4%)	0.4 (1%)

(単位 : 千ha)

区分	天然生林		
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林
面 積	1.0 (1%)	30.6 (26%)	85.5 (73%)

【現行計画】

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の機能類型区分

機能類型区分	面積(ha)	機能類型の考え方	管理経営の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害 防止タイプ	79,355 (40)	山地災害防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 (気象害防備エリアに該当)
自然維持 タイプ	13,127 (7)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
森林空間 利用タイプ	1,220 (1)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
快適環境 形成タイプ	該当なし	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養 タイプ	103,966 (53)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮	・水源涵養機能維持増進森林
該当外	—			
国有林野面積計	197,667			

注1) () 書は構成比(%)である。

2) 「該当外」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、北部地域（留萌北部森林管理署管内）と南部地域（留萌南部森林管理署管内）に大別され、2地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

i 北部地域（留萌北部森林管理署 1～96、174～184、1001～1191、2001～2296林班）

この地域は、ピッシリ山（1,032m）を最高峰とし、天塩川、遠別川、羽幌川の集水域となっている低山性の緩やかな山地で、ミズナラ・イタヤカエデ・ヤチダモ・カンバ類・トドマツ等が混交する天然林とトドマツ等の人工林で構成されている。

河川の上流部を占める国有林野は、下流域の町村の水源となっているとともに、農地や沿岸環境の保全に配慮する必要があり、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

ラムサール条約登録湿地であるサロベツ湿原の西部に位置する海岸砂丘林については、特異な森林生態系を有しており、貴重な自然環境の保全を図ることが期待されていることから、「自然維持タイプ」に区分し管理経営を行う。

ii 略

【変更計画】

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の機能類型区分

機能類型区分	面積(ha)	機能類型の考え方	管理経営の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害 防止タイプ	76,951 (41)	山地災害防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 (気象害防備エリアに該当)
自然維持 タイプ	12,582 (7)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
森林空間 利用タイプ	1,220 (1)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
快適環境 形成タイプ	該当なし	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持	・水源涵養機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養 タイプ	98,850 (52)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮	・水源涵養機能維持増進森林
該当外	—			
国有林野面積計	189,602			

注1) () 書は構成比(%)である。

2) 「該当外」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、北部地域（留萌北部森林管理署管内）と南部地域（留萌南部森林管理署管内）に大別され、2地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

i 北部地域（留萌北部森林管理署 1~59、179、181~184、1001~1191、2001~2296林班）

この地域は、ピッシリ山（1,032m）を最高峰とし、天塩川、遠別川、羽幌川の集水域となっている低山性の緩やかな山地で、ミズナラ・イタヤカエデ・ヤチダモ・カンバ類・トドマツ等が混交する天然林とトドマツ等の人工林で構成されている。

河川の上流部を占める国有林野は、下流域の町村の水源となっているとともに、農地や沿岸環境の保全に配慮する必要があり、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

ii 略

【現行計画】

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプの面積

(単位 : ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	79, 355	78, 501	854

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの面積

(単位 : ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	13, 127	466

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの面積

(単位 : ha)

区分	水源涵養タイプ
面 積	103, 966

【変更計画】

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプの面積

(単位 : ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	<u>76, 951</u>	<u>76, 212</u>	<u>739</u>

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
自然維持タイプの面積

(単位 : ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	<u>12, 582</u>	<u>68</u>

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
水源涵養タイプの面積

(単位 : ha)

区分	水源涵養タイプ
面 積	<u>98, 850</u>

【現行計画】

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位 : m³、 ha)

区分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
材 積	7, 394	198, 899 (7, 278)	13, 000	219, 293

注) () 書は、間伐面積である。

③ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下 刈	つる切	除 伐	計
面 積	12, 745	19	357	13, 121

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	38	101, 300	54	15, 255

【変更計画】

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
材 積	7, 394	192, 651 (7, 012)	26, 600	226, 645

注) () 書は、間伐面積である。

③ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下 剖	つる切	除 伐	計
面 積	11, 387	19	354	11, 760

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	37	96, 000	54	15, 255

【現行計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

国有林野には、優れた景観を呈し、多様な野生生物が生育・生息する原生的な天然林等も多く、地域の豊かな自然環境の保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

こうしたことから、本森林計画区においては、国有林野事業独自の森林保護制度である保護林を下表のとおり設定し、それぞれの設定目的に応じた適切な保護管理を行う。

特に、サロベツ湿原西部に位置し、特異な砂丘林帯湖沼群が成立している稚咲内海岸砂丘林植物群落保護林については、関係機関等と連携して生態系の状況把握に努めるとともに、必要に応じ適切な措置を講ずる。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」Ⅲの2により取り扱う。

保護林

種類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	—	—
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	7	6.8
植物群落保護林	1	3.98
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総数	8	46.6

【変更計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

国有林野には、優れた景観を呈し、多様な野生生物が生育・生息する原生的な天然林等も多く、地域の豊かな自然環境の保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

こうしたことから、本森林計画区においては、国有林野事業独自の森林保護制度である保護林を下表のとおり設定し、それぞれの設定目的に応じた適切な保護管理を行う。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」Ⅲの2により取り扱う。

保護林

種類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	一	一
森林生物遺伝資源保存林	一	一
林木遺伝資源保存林	7	6.8
植物群落保護林	二	二
特定動物生息地保護林	一	一
特定地理等保護林	一	一
郷土の森	一	一
総数	7	6.8